令和7年度 税制改正

個人所得税関係について

ひろせ通信318号では所得税の改正見込みのものを記載しました。
今号ではその改正見込みから変更があった分について紹介させていただきます。

主な改正内容

所得税の納税義務が発生する年収の壁は改正前までは103万円が年収の壁となっていましたが、今回の改正で基礎控除と給与所得控除の合計が160万円まで引き上げられました。所得税上の年収の壁とは、壁となっている金額を超えると所得税の納税義務が発生したり、各種控除を受けることができなくなる金額のことです。
また、ひろせ通信318号では仮称となっていた特定親族特別控除が正式名称となりました。詳細は以下の通りとなります。

基礎控除

合計所得金額が2,350万円以下の方の基礎控除が引き上げられ58万円となりました。また令和7年、令和8年限定で合計所得金額に応じて控除額に加算措置があります。改正内容を整理した表は以下の通りです。

基礎控除の控除額の一覧（改正された範囲のみ 赤字の金額が改正部分）

合計所得金額	給与収入のみの場合の収入額	改正前	令和7年・8年(注2)	令和9年～
132万円以下	200万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超　336万円以下	200万円超　475万円以下	48万円	88万円	58万円
336万円超　489万円以下	475万円超　665万円以下	48万円	68万円	58万円
489万円超　655万円以下	665万円超　850万円以下	48万円	63万円	58万円
655万円超　2,350万円以下	850万円超　2,545万円以下	48万円	58万円	58万円

（注1）特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
（注2）58万円に37万円、30万円、10万円、5万円の特例を加算した金額となります。（対象は青字の金額）
この加算の適用を受けるためには、所得税法上の居住者に該当する必要があります。
（注3）合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
（注4）合計所得金額が132万円以下の場合の上乗せ控除額（37万円）のみ恒久措置となります。

給与所得控除

給与の収入金額が190万円以下の方の控除額が、改正前55万円から10万円上乗せされて65万円となりました。給与の収入金額が190万円を超える方について、給与所得控除額に改正はありません。
基礎控除の最大控除額である95万円と給与所得控除の65万円を合計すると160万円となり、この160万円を超えると、所得税の納税義務が発生することになります。

特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除の対象となるのは、19歳以上、23歳未満の親族です。改正前は給与収入が103万円を超えると、扶養控除（63万円）が適用できなくなるため、バイトの働き控えの原因となっていました。このような事態を解消するために、今回の改正により創設されました。仮にその年の給与収入が123万円を超えた場合であっても、給与収入が188万円以下であれば収入に応じた控除を受けることが出来ます。

年収の壁のまとめ

主な年収の壁について整理した表は以下の通りです。

所得税と住民税の納税義務が発生する年収の壁（給与収入のみの場合）

年収の壁	改正前	改正後	超えたらどうなるか
所得税の壁	103万円	160万円	所得税が発生する
住民税の壁	100万円	110万円	住民税が発生する

（注1）住民税は自治体により異なるため、年収の壁も自治体により異なります。

扶養親族に関係する年収の壁（給与収入のみの場合）

扶養親族の給与収入 改正前	改正後	超えたらどうなるか
103万円	123万円	扶養控除の適用ができなくなる(注2) 19歳以上、23歳未満の親族については、特定親族特別控除に切替る
-	150万円	特定親族特別控除の満額控除（63万円）ができなくなる
-	188万円	特定親族特別控除が適用できなくなる

（注2）扶養控除は年齢により控除額が異なりますが、居住者と生計を一にしている16歳以上の人が該当します。

配偶者に関係する年収の壁（給与収入のみの場合）

配偶者の給与収入 改正前	改正後	超えたらどうなるか
103万円	123万円	配偶者控除の適用ができなくなり、配偶者特別控除の適用対象に切替る
150万円	160万円	配偶者特別控除の満額適用（38万円）ができなくなる
201万円	201万円	配偶者特別控除が適用できなくなる

（注3）配偶者控除を受けるためには、次の4つの要件を全て満たす必要があります。
①民法の規定による配偶者、②納税者と生計を一にしていること、③年間の合計所得が58万円以下
④青色申告者の事業専従者として年間を通じて給与を受けていない、または白色申告者の事業専従者ではないこと
（注4）納税者本人の合計所得が900万円を超えると配偶者控除、配偶者特別控除の控除額が減額されます。
給与収入のみの方は1,095万円を超えると控除額が減額されます。
（注5）納税者本人の合計所得が1000万円を超えると配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることが出来ません。
給与収入のみの方は1,195万円を超えると配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることが出来ません。

税法以外の年収の壁

税法以外にも年収の壁があり、これを超えると世帯としての手取りが逆転する原因となるため、注意が必要です。

社会保険

壁となる収入を超えてしまうと、配偶者やご家族が社会保険料を支払う必要が出てきます。
扶養となるためのポイントについては、ひろせ通信318号のP.9〜P.10をご参照ください。

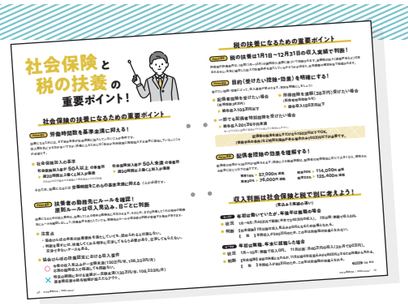

企業独自の手当

家族手当、配偶者手当、扶養手当などの名称で、企業が独自に支給しているものもあります。各企業よって支給基準が定められているため、事前にお勤め先に支給要件をご確認ください。

おわりに

ひろせ通信319号では所得税の改正見込みから変更があったところを中心に見てきました。この改正により年収の壁の金額が変わり、超えてはいけない壁がいくらなのかを把握するのが一段と重要になります。
また、収入の見込み額を正確に把握しないと、年末調整を終えた後に、各種控除を過大に適用してしまっていたといった事態に発展する可能性がありますのでご注意ください。
なお、改正内容を反映した源泉徴収税額表はまだ掲載されていません。令和7年については改正前の源泉徴収税額表で源泉徴収事務を行い、年末調整で改正内容を反映し、税額を精算することになります。
令和8年の源泉徴収事務については、「令和8年分　源泉徴収税額表」が令和7年8月末頃に国税庁のホームページに掲載される予定です。
この記事は令和7年7月4日時点の情報をもとに執筆しています。最新情報には引き続きご注目ください。

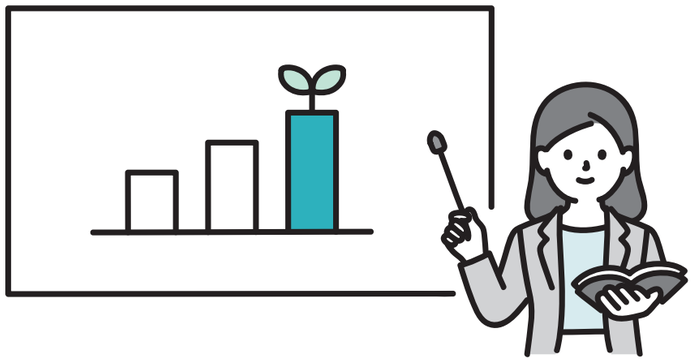

記事担当 栩野 昇平

ひろせ税理士法人の口座振替をご利用いただいているお客様へのご案内

今回は口座振替をご利用いただいているお客様に限定させていただきご案内致します

現在、口座振替をご利用いただいておりますお客様は、
発行元の日税ビジネスサービスよりハガキが発送されお手元に届くのに時間を要しており
大変ご迷惑をおかけいたしております。
そこで、メールでの請求書の配信サービスを当方でも取り組んで参りたいと思い
ご案内させていただきます。

メールにされることのメリット

- 21日前後にはお客様のご登録いただいたメールアドレスにPDFで届きます。
- PDFを紛失されても、メールが残っていたら何度でも確認可能。
- 請求金額がすぐに確認していただけるので、臨時報酬があった場合も安心。
- 振替口座情報も、銀行・支店名・口座番号(一部)・口座名義人もPDF上に記載されているので、「どこの銀行にしていただろう?」がすぐに確認可能。
- メールアドレスの変更もすぐにご対応させていただきます。

ご検討いただけるお客様

メール配信をご希望いただけるお客様は、以下のどちらかの方法でアドレスをお教えください。

- 担当者にメールアドレスをお伝えいただく。
- info@hiroses.co.jp宛に、お名前もしくは法人名を本文にご入力いただき、ご返送ください。

お客様ご自身でご登録をしていただくことはございません

アドレスを登録させていただくと
当月または翌月からメールで請求書がPDFファイルとして添付されます。

ご一考のほどよろしくお願いいたします。

記事担当 小國 美香